

# 宇治・城陽・宇治田原・井手合併任意協議会委員等の 報酬及び費用弁償に関する規程

## (趣旨)

第1条 この規程は、宇治・城陽・宇治田原・井手合併任意協議会規約第12条第2項の規定に基づき、宇治・城陽・宇治田原・井手合併任意協議会（以下「協議会」という。）の会長、副会長、委員及び監査委員（以下「委員等」という。）の報酬及び費用弁償に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (報酬及び費用弁償の額)

第2条 委員等には、宇治市の特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年宇治市条例23号）（以下「条例」という。）に定める額の報酬を支給する。ただし、宇治・城陽・宇治田原・井手合併任意協議会規約第3条第1項第1号及び第4号委員についてはこれを支給しない。

2 宇治・城陽・宇治田原・井手合併任意協議会規約第3条第1項第5号委員が協議会の会議に出席した場合には、費用弁償として条例に定める旅費額に相当する額を支給する。（ただし、日当は支給しない。）

3 委員等が職務のため旅行をする場合には、費用弁償として条例に定める旅費額に相当する額を支給する。

## (委任)

第3条 この規程に定めるもののほか、委員等の報酬及び費用弁償に関し必要な事項は、会長が別に定める。

## 附 則

この規程は、平成18年7月10日から施行する。